

令和3年第3回長南町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年9月9日(木曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	8番	大倉正幸君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
13番	松崎剛忠君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	糸井仁志君
総務課長	三十尾成弘君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	江澤卓哉君	税務住民課長	長谷英樹君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	石川和良君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	今関裕司君
学校教育課長	川野博文君	学校教育課主幹	村杉有君
生涯学習課長	風間俊人君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 今井 隆幸 書 記 山本 裕喜
書 記 関本 和磨

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日も、公私ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、報告します。

松崎議員から、所用のため遅刻する旨の届出がありましたので、報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

ただいまから、令和3年第3回長南町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日からの一般質問を続けます。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日は、質問順位6番から7番までです。

念のため、内容についてここで確認します。質問者は、自席で要旨ごとに質問し、答弁者は、自席で答弁します。質問者及び答弁者は、着座で発言するようにお願いいたします。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 河野康二郎君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 議長の許可を得ましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

1点目については、マイナンバーカードについてです。

国のデジタル改革の中で、デジタル社会のパスポートとか、デジタル社会を支えるインフラというふうに言われています。そういう意味で、マイナンバーカードの重要性については、そういうことで位置づけられていると考えています。

そこで、マイナンバーカードについて何点か伺いたいと思います。

まず1つ目は、仕組みと役割についてお願いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） マイナンバーは、全国民に付番された12桁の個人番号のことで、この個人番号を利用して行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現を図ることを目的に法が整備され、この個人番号が記載されたカードのことをマイナンバーカードと言っています。

マイナンバーカードは、平成28年1月から交付が始まっておりますが、昨年10月27日付の総務大臣書簡において、デジタル社会の基盤となるものとして、令和4年度末までにはほぼ全国民に行き渡らせることを目標に掲げ、現在普及促進に取り組んでおります。

マイナンバーカードの役割につきましては、個人番号を証明する書類であること、行政手続のオンライン申請をする際のツールになること、公的な身分証明書として利用できること、コンビニなどで住民票や印鑑登録証明書など各種証明書が取得できること、そして今後となりますが、健康保険証や運転免許証など、これまで複数のカードが必要だったものが、このマイナンバーカードと一体化できるようになるなど、様々なサービスを受けることを可能にするツールとなるものと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 今、マイナンバーカードの役割も含めて回答いただきましたが、マイナンバーカードの番号とマイナンバーカードに内蔵されているICチップ、おのおのの役割について、簡単に結構ですから教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） マイナンバーにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、全国民に付番された個人番号のことで、この番号で個人を特定し、管理することで、例えば同姓同名の方あるいは同じ生年月日の方など区別することが容易になるなど、行政手続の効率化が図られるメリットがあります。

また、マイナンバーカードにつきましては、ICチップが内蔵されたプラスチック製のカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別の4情報と自分の顔写真が記載されております。そして裏面にマイナンバーの12桁が記載されたものとなります。

このカードに内蔵されたICチップには、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書という公的個人認証サービスを受けるための電子証明書が搭載されており、この電子証明書を利用することで様々な手続ができるようになるものでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） それから、これも伺いたいのですけれども、今回の法律の改正でカードの発行主体が変わるといって言われています。地方公共団体情報システム機構というふうに言われていますけれども、これは具体的に国の機関になるのでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 地方公共団体情報システム機構なんです、こちらにつきましては地方公共団体が出資して設立した団体でございますが、マイナンバーカードがこういった法整備されたことで、今後は国と地方公共団体が共同で管理する法人となります。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 分かりました。

基本的なところをちょっと教えていただいた上で、マイナンバーカードの現状について、機能の到達点や普及率も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） では、7月末現在の交付率ということでお答えさせていただきます。

まず、本町の交付率につきましては29.0%となっております。

なお、全国では35.9%、千葉県全体では36.4%となっております。

続いて、マイナンバーカードを利用したサービスにつきましては、先ほど申し上げました行政手続のオンライン申請のほか、本町ではまだ導入できておりませんが、先進的な導入事例といたしましては、住民票等のコンビニ交付や図書館の利用カード、窓口での申請に券面情報、こちらには住所、氏名、生年月日、性別が記載されておりますが、これらを使ったもので、自動で記載する申請書作成支援サービスなどにマイナンバーカードが利用されている事例がございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） マイナンバーカードについては非常に便利なものだということで、当初の掛け声からすると、そこから考えると非常に普及率が悪いというふうに思います。特に、本町も悪くて、この周辺もそんなによくはないというようなことが言われていますけれども、全体的にも普及率が低いし、本町においても低いということになっていると思います。この普及の遅れの原因についてお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） マイナンバーカードの普及促進につきましては、国によるマイナポイントの付与のほか、町においても窓口や広報、ホームページなどで周知させていただいておりますが、現状では日常で使う機会がほとんどなく、身分証明書として使用する以外メリットが感じられないといった方が多くいるため、普及が進んでいないものと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 普及の遅れの原因というのは、当初、生活を守るとかという利便性を結構表に出して進められてきたというふうに思うんですけれども、今現在のマイナンバーを見ると、生活を守る手段という視点が欠けているんじゃないか。

それからもう一つは、計画が計画どおりに進まなかったりしているというものが多々見受けられて、そういう意味で、信頼、理解が得られていないということ、同時に、利便性もですね、例えば先進事例を言われましてけれども、利便性も現実的には高まっていないということなのですね。

今いろいろ言われているのが、カードの普及が遅れているからうまくいってないんだとか、あるいはその反対に、いろんな利便性が高まらないからうまくいかないんだというような、卵が先か鶏が先かという議論をされています。

正直申し上げまして、先ほど先進的な事例を言われました。ここで、こういう先進的なところは、具体的な取組で利便性を自ら高めることによって、普及率を高めようというふうに努力しているわけですね。そういう視点から具体的な取組を進めていかなければいけないんじゃないかというふうに思っているんですね。そういうような状況になっていると思うんですね。

この後の最後の質問のところ具体的な取組についてちょっとお聞きしたいと思うんですが、その前に、マイナンバーカードの今後の方向性、どんな形で進んでいくのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 今後の予定ということでお答えさせていただきますが、国で策定しているロードマップでは、この10月から健康保険証として運用が開始されると同時に、薬剤情報や医療費情報の閲覧が可能となるとされております。

また、令和4年度にはスマートフォンにカード機能の電子証明書が搭載される予定となっております。そして、令和6年度には運転免許証として一体化され、また海外からマイナポータルや年金の手続きが可能になるとされております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） そこでちょっとお伺いしたいのですが、健康保険証の利用状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、国民健康保険の保険証の関係でお話をさせていただきたいと思えます。

現在、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするオンライン資格確認という作業が、10月までに本格運用を開始することを踏まえまして、準備を進めております。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるメリットとしましては、本人確認と保険資格確認がまず非対面で一度に実施できることとすとか、過去の薬の情報等をデータで医療機関や薬局に提供できること、限度額認定証がなくても高額療養費制度を利用でき、限度額以上の支払いが不要になること、ほかにもマイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力によりまして、確定申告の医療費控除がより簡単になるなど、そういうことが挙げられております。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用に参加している医療機関等の数なんですけれども、8月16日現在で、全国で2,463件、そのうち千葉県では74件、長生管内では2件、うち1件は長南町の歯科におきまして現在プレ運用が行われているところでございます。

マイナンバーカードの利用申込みにつきましては、役場での申込みのほか、オンライン資格確認を行うカードリーダーを設置しております医療等機関や、セブン-イレブンに設置されておりますセブン銀行のATMでも申込みが可能となっております。

なお、利用の申込方法等につきましては、広報8月号にも掲載してございます。町といたしましては、マイナンバーカードの健康保険証としての利用促進のため、積極的な周知に努めているところです。

また、後期高齢者医療広域連合につきましても、10月からの本格運用を踏まえまして、マイナンバーカードを取得されていない方に対して、交付申請書とともにリーフレットを送付するなどし、取得の促進を行っていく予定になっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 長生郡管内2件というふうにおっしゃられて、これは両方とも歯医者さんですか。

〔「はい、そうです」と言う人あり〕

○3番（河野康二郎君） その歯医者さんも、全然利用者がいないらしいですよ。そういう状況だというのは分かりました。

いろんな意味で、現在、これからデジタルの関連法案も施行されて進んでいくんじゃないかというふうに思います。今までの普及の状況についてとやかく言ってもしょうがないと思うんですよ、これ以降、本格的に進んでいくマイナンバーカードやデジタル改革という、そういう中で、このカードの普及促進の取組について、どういうふうに進めていこうとしているのか、今言われたところもありますけれども、お答え願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） これまでの普及促進の取組といたしましては、広報や町ホームページへの掲載による周知のほか、時間外交付の実施、また、昨年度12月補正で対応させていただいたマイナ・アシストを活用した申請手続のサポート事業等を実施しております。

さらに、本年度から健康保険課と連携した取組として、「ちょな丸ポイント事業」を活用したポイント付与、こちらはカード取得時に200ポイントを付与するものでございますが、これらを行ってまいりました。

マイナンバーカードを活用した事業につきましては、税関係や福祉、保健衛生関係など多岐にわたるため、今後は全庁的な取組としてマイナンバーカードの普及を図るとともに、企業などとの連携も視野に普及促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 先ほど、先進的な事例もありました。我が町では「ちょな丸ポイント事業」をやって

いるということです。先ほどの紹介もありましたけれども、かなりいろんなところでマイナンバーカードを活用している自治体があります。

そういうようなことの検討や、あるいは今関連する所管が2課になっているようではございますけれども、これから本格的に進むということになれば、単に2課の普及活動ということではなくて、一つは、先ほども言った、町独自の活用方法の追加、拡大、そしてマイナンバーカードの啓蒙、それから普及促進、そういうようなものために具体的な方法を考え、同時に具体的な計画を立てていく必要があるのではないかというふうに思います。

今、何点か、こういう形で進めていきたいというふうに言われました。先ほども言ったように、一つは、活用方法の追加、拡大の議論、それから、現在マイナンバーカードの利便性という現状の到達点、そして、近い将来達成できるもの、先ほど言われていたものもあります。それから、完成型としてどういうものになっていくのかというようなことを分類しながら、現在段階の状況を分類しながら、一定期間にその検証を行いながら、継続した啓蒙普及活動、そういうものを取り組んでいくとというふうにする必要があるんじゃないか。

それから、全庁的というふうにおっしゃいましたけれども、具体的にどんな組織、例えば対策委員会を設けるのかどうか分かりませんが、どんな組織で議論し、どんな組織で計画を立案していくのかということ、そしてそれをどう全庁的に進めていくのかと、そういう計画もきちんと立てていかなければ、今までもそうだったんですけども、今まさにこれから本格的に進めなければいけないという状況の中で、早急にそういうものをつくっていかねばいけないんじゃないかと思っています。

当然、それは啓蒙活動ですから、全職員が具体的にマイナンバーカードの内容を知り、そのことを町民に知らしめていくと、そういうことになるわけですね。そのことについて、具体的な進め方について、考え方があればお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 河野議員のおっしゃるとおり、全庁的な取組ということで、そういった観点から検討していくということは重要なことかと思っております。

税務住民課といたしましては、このマイナンバーカードを普及させるということがまず第一の命ということで、まず、税務住民課といたしましては、各課で主催する町のイベントや教室などに、今までの申請を待っているという受けのスタイルではなくて、出向いてのPR活動といったものを行っていくというようなことを今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 受けでなく、出るということ、これは、そういう意味で、この前も菅総理が言った言葉ですよ。もう、公務員も受けではなく外に出向くと、歩けというようなことが、それがこれからのスタイルになっていくんじゃないのかなと思います。

ぜひ、これは、回答は必要ありませんけれども、進める際にきちんと母体となる組織をつくって取組を進めていただくことが必要じゃないかということについて申し上げて、この質問については終わりたいと思います。

次に、デジタル改革についてです。

今、議論させていただきましたマイナンバーカード、そういうものを含めて、今年4月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律ということで、デジタル改革の関連法が可決、公布されました。1日にはデジタル庁が発足して、これから自治体、町の対応が具体的に始まっていく、そういう状況になっているんだと思います。

したがって、以下、デジタル改革についてお伺いしたいと思います。

1つ目は、国のデジタル改革が町にもたらす効果についてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） このデジタル改革につきましては、多くの住民の方がニーズに合ったサービスを選択することができ、利便性の向上と行政運営の効率化が図られると言われておりますが、デジタル化によりまして様々な見直しが必要であると考えております。

また、町にどのような効果があるかということでございますが、各種業務が簡素化される、先ほどのマイナンバーカードもそうですが、今後、調査・検証を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） デジタル改革関連法は施行されたばかりで、その上で調査・検証が必要だということだと思います。

次の質問に移っていききたいと思います。

このデジタル改革に当たって町が取り組むことについてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 現時点では、どの分野をどのように取り組んでいくかは決まっておりません。

近隣市町村の動向を踏まえまして取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 前の質問と同じ状況にあると思います。この次の質問によって、デジタル改革についての町の捉え方、そういうものをお伺いして、あわせて、共通認識を深めていきたいというふうに考えています。

次の質問は、町の概念的な考え方、心構えについてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 住民サービスの利便性につながるよう周知・徹底していきたいと考えておりますが、このデジタル化導入後は、事務の簡素化などが想定されます。また、導入、整備に当たり担当する専門的な職員も必要になるかと考えております。近隣市町村などの動向を踏まえ、どのように住民サービスにつなげていくか、今後検討を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 今の回答と、それから前の質問に対する回答の中で、近隣市町村の動向を踏まえというものがありません。この言葉というのは、非常にこれからの取組についてネックになるような言葉じゃないのかなと思っています。一つは、これ横並びというふうに捉えることができますし、あるいは近隣市町村と切磋琢磨していくんだということのように捉えられると思うんですね。

このデジタル改革の中で、要は横並びで、基本的には情報や何かは共有化するけれども、それぞれの取組を横並びでやればいいと、そういう性格のものでは決まっていなくて、逆ですよ。かなり発想の転換を図ったり、事業の変革を図ったりと、そういうものは当然発生してきますし、取組の段階でもそういうものが出てくるというふうに思います。それを意識的に考えていかないと、うまくいかないんじゃないかと思っています。

今このデジタル改革に取り組む自治体が、この法律の精神や、これが行政のDXというふうに言われて、デジタルトランスフォーメーションという言葉が使われていましたので、これについてもいろいろ勉強させてもらったんですけども、こういうことを推進していくということからも、単なる私たちや長南町や自治体が、デジタル化のための事務作業をこなせばいいということにとどまるものではなくて、この法律なりDX推進という理念、目標、このことをやっぱり明確にしていかなければいけないんじゃないかと思っています。同時に、住民の共感を得ることが必要だと考えています。

この持続可能な行政運営に向けた自治体の発想の転換や事務事業の変革が、同時に町に求められているんだというふうに思います。その主体となってこれから進めていく、町の考え、心構えについてお聞かせいただければと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 正直、まだまだ分からないことがたくさんございます。住民サービスの利便性の向上、また事務の簡素化が重要な柱となってくると考えております。

今後につきましても、役場内の横断的な検討、また利用する側の住民の皆さん、特に高齢者の方への対応など、一つ一つを検討していきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 正直言いまして、私もそんなによく理解しているわけではありませんけれども、単に、先ほど言いましたように、導入のための事務作業をこなすということの性格をはるかに超えているということについては理解しています。その上で、なぜ、このデジタル改革を国が進めようとしているのかということや、それから、これは行政に限らず、今、企業にも大きくこのデジタル改革が求められていて、要するに企業の生き残り、国も国際的な競争の中で生き残っていくためにということが一つはあります。企業も同様に同じようなことが今求められているわけです。

それは、先ほど言いましたように、単にデジタル化を進めればいいということじゃなくて、進める過程や、それから進めたことによって発生してくる、そういうようなものについてきちんと活用していくと、そういう

ことで言われていますので、ぜひ、いろんな分野のことも見たり聞いたりして進めていくようにしていただければというふうに思います。そこにはいろいろな分析の言葉や位置づけ、これは国の位置づけもそうですし、企業の位置づけもそうです。そういうものが具体的に言われています。

いろいろ言ってもしょうがないので、ちょっと長くなりますけれども、これが一番よく性格が表れているんじゃないかと思うものがあります。これは経済産業省が言っている言葉です。

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化、風土を変革し、競争上の優位性を確立すること、こうすることでデジタルトランスフォーメーションを定義しています。これは、企業というところを行政に置き換えればそのとおりだというふうに思っています。

そういうものとして、この改革が進められようとしているということについて、きちんと押さえて進めていく必要があるんじゃないかと思っているということ。これは大変な作業で、一番のネックだと言われているのが、IT人材の不足だというふうに言われています。国は、各自治体にそういう専門家を派遣するようなことを言っています。しかし、今1,700を超える自治体にその人材を全て派遣できるかという問題もありますし、同時に、そういう人材を育成していくためのシステム、それから予算、そういうものもいろいろ必要になってくると思っています。

そういうことを前提として押さえた上で、それぞれの事務作業なり、これから町行政が進んでいかなければならない、そういうものをきちんと位置づけて進めていかれるようにしたらどうか。そういう意味で、そういう捉え方を前提に、繰り返しになりますけれども、進めていっていただきたいということを申し上げて、すみません、もう一つ、ちょっとした回答をいただきたいと思います。

今、関連法案の中でいろいろ言われていることで、正直言って、行政のデジタル化に伴う情報の圧倒的多数は市町村の情報になるわけです。個人情報の保護、プライバシー権、知る権利など、そういった基本的人権に関わる課題について、非常に大切な視点だと思っています。現在の個人情報保護に関する法律は3つあるらしいんですけども、それを1本にして法律をつくると言われています。1年以内、地方自治体については2年以内と言われているみたいですが、そういうところに向けて、個人情報の保護、そういうことについて簡単に、考え方がありましたらお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 個人情報の保護など、セキュリティー関係ということになりますが、今までアナログ的なものを今度は違ったセキュリティーという、デジタル的なセキュリティーというものが必要になってくることから、検討を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 次の質問に移っていききたいと思います。

地域づくりの取組についてということで、地域づくりというのは具体的に定義された言葉ではないのですが、今、人口減少、少子高齢化、過疎化が進行する中で、過疎対策とかまちおこし、町づくり、町の活性

化に向けた取組というようなものが進められていると思います。その概念、理念についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 質問のありました、地域づくりに当たっての概念や心構えについてお答えさせていただきますと思います。

まず、地域づくりに当たっての概念につきましては、町民が安心して生き生きと暮らせる地域社会を構築するために、町民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組が必要であるというふうと考えております。

本町を取り巻く現状につきましては、少子高齢化に伴う人口減少、各種産業や地域社会の担い手不足など、行政が主導していただくだけの進め方では解決できない困難な課題が多く、将来的にはこのような課題がさらに深刻化する事態が見込まれます。

そのような中で、本町では、昨年、令和3年度から10年間を計画期間とする第5次総合計画を策定し、本町の古くから受け継がれてきた自然や歴史文化を守りながら、人や地域がつながり合い、町民が安らぐ「心のふるさと長南」を次世代につなげていくというふうにごうたっております。

このような持続可能な行政を推進するための心構えとして、将来を見据えながら、社会の変化に的確に対応できる発想の転換や町組織体制の工夫など、従来の形に捉われない新しい視点に立ち、新しい種をまいていくことが重要であると深く認識しております。

また、具体的な進め方につきましては、SDGsの理念による持続可能な町づくりの推進を基軸といたしまして、各個別計画書に沿って進めてまいりたいと考えております。どうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 言うなれば、第5次総合計画の中で概念・理念についてはうたわれているということだと思うんですね。それを中心にしながらそれぞれの計画を進めていくと、それは分かりました。

それを具体的に担う職員、そういう職員の全庁的な共有化の作業が具体的に進められているのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 情報の共有化なんですけれども、これにつきましては、昨年、最高の計画書となる第5次総合計画、これは行政マンにとっては誰しものがツール、指針となるわけでございますから、最高上位の計画書というのは職員誰しものが意識を持って皆さんで情報を共有化しているというふうに我々は認識しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 今の言葉を別に否定するつもりはありませんけれども、こういう共有化の取組につい

ては職員個人に委ねるということでは決してないというふうに思っているんですね。要するに、組織的にそのことが共有化できるような取組を進めるということが大事だと思っています。そうでなければ、職員が理解して共有化を図って、そのことを町民に伝えて、施策として実践するわけですから、そういう意味では、人材育成も含めて、今までと違った発想の転換をしながら取組を進めていく必要があるんじゃないかと思っています。

先ほどの議論の中でも、外に出るといようなことが言われていました。これは、さっき紹介するのが不十分だったのですけれども、こんなことを言っていたんですね。行政の手が届かないところで走り回ってほしいと、どんどん外に出て会話をするようにという訓話をしたそうです。これは決して間違いじゃないと思いますので、そういう組織的な取組が背景になれば、今までと同じように個人に委ねていくということになってしまうと思いますので、改めてそういう組織的な取組を行うつもりがあるのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 職員が町民とともに地域づくりを推進するに当たりましては、職員が町民の立場に立って、それら地域の課題を自らの課題として認識する、そういった意識の醸成、様々な分野の課題解決に対して取り組むことができる多様な人材育成が必要であると考えます。その上で、地域住民と職員が共に地域をよくしたいという情熱を持って取り組むことが最も重要なのではないかと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 繰り返しになりますけれども、少なくとも組織ですから、組織的な取組をする、その制度づくりというものについてはきちんとやっぱりやっぺいかなければいけないというふうに思います。これは研修制度もそうですね、人材育成もそういう意味できちんと組織的に制度的にやっぺいく、そういうことをしなければ育っていきませんよ。それについてぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げます。

それから、もう一つ、住民参加の在り方についてです。

住民参加の在り方や行政と地域のある意味負担区分の見直しみたいなものについてが、やっぱりこれからの地域づくりで必要になっていくんじゃないか。そういう大胆なことをしていかなないと、あくまでも管理区分がこれは行政だから行政がやるんだというようなことでやっぺいいたら、これから、正直言って行政のほうはパンクしちゃいますよね、予算も含めて。そういうようなことで、お互いに、地域も行政組織も住民の共有財産だというふうな考え方の下に、地域と行政が共に担うというふうな、そういうことを基本にしながら、持続可能な社会の構築、そういうふうなものに向けた地域づくりというものが必要じゃないかと思っています。

改めて、今言った2つの点について、町づくりのための地域づくりの心構えとして、この視点から考え方を伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、河野議員のほうから住民参加の在り方、負担区分の在り方という、2つ絞ったの質疑がなされると認識しております。

私たちとしていたしましては、現在地域の少子高齢化ということで町民の人口動態を見た場合、もう44%が高齢化ということで、これからの将来の長南町を背負う、ある程度シフトして若者のほうに着目してまいりたい。

我々としては、現在、町外から長南町のことに對してこよなく愛する住民の方々が空き家等を求めて結構移住してきております。今まで説明会をやってきた中でも、そういった方々の意見が活発でございました。そういったことで、新しく町に転入してきたそういった世代の方、そういった方々を中心に、彼らはまた我々の在来の町民と違った角度から長南町の魅力、良さ、そういったものを十分認識してございます。そういった中でいろいろな協働の精神による活動というもので、町の活性化に非常に貢献しているということがうかがわれます。

そういった方々を中心といたしまして、今後の長南町をさらにどういうふうに進展、魅力を導き出していかかということについて、十分に光、スポットを当てて、町の行政としてもいろいろとサポートしていくというやり方で、これからのそういった住民参加の在り方を踏まえた、うまく町と行政が融合する中での町行政の進め方、町づくり、そういったものに貢献していければと、推進していければというふうに思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 職員が町づくりの概念や理念をきちんと捉えて、使命感を持って地域に出ていく、先ほど種をまくという言葉をごんたかおっしゃいましたけれども、行政がやはり地域に種をまいていくということが必要だというふうに思っています。

それから、地域の関係でいえば、既存の組織がいっぱいありますよね。いろいろ補助金や何かを出しながら、保全会なんかも含めてそうなんですけれども、そういうことを具体的に進めています。区長会との関係なんかも含めて、地域との関係を本格的に考えていかなければいけない状況になってきているんじゃないか。そういうことに踏み込まないと、これから人口が減少して行って、スマートタウンがどうのこうのというふうにも言っても、そこまでそういうことに踏み込んでいかないと、その議論が具体的につながらなくなってしまうというようなものがあると思います。今、だから、そういうところに踏み込んだ議論が必要ではないかと思っているということを申し上げまして、この問題については終わります。

最後になります。デジタル改革とそのインフラとして位置づけるマイナンバーカードについてお伺いしてきました。それから、デジタル改革は発想の転換と変革をいや応なく求めていることが、そういう意味では明らかになってきています。

そして、町長は、第5次総合計画の冒頭の挨拶の中で、これもちょっと読み上げさせていただきます。

町づくりに関する施策を体系的に整理したうえで、すべての施策を横断的に取り組む重点プロジェクトを新たに設定し、誰一人取り残さない社会を目指すSDGsの理念による持続可能な町づくりの推進など、新しい時代の流れに対応する町づくりを目指し、町民の皆様をはじめ、企業・団体等との協働、連携のもと、『人とつながり 地域とつながり 次代へつなげる「ただいま、おかえり」心のふるさと 長南』の実現に取り組む姿勢を明確にしています。

この2つを実践するに当たって、役場内の組織体制づくり、それから町民にどう伝え、共有化を図り、実践

していくのか、このことについて総括的にお聞かせをお願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） デジタル改革につきましては、9月1日付で発足したデジタル庁の開設を踏まえ、社会のあらゆる場面において密接に関連するものであり、町としては、国が唱える「スマートフォンで役所に行かなくても、あらゆる行政手続がオンラインでできる社会を目指す」とのことに対しまして、国の状況を適切に捕捉しながら行政全般に取り入れていく必要があると認識しております。

そのためには、全庁挙げて取り組んでいかなければなりません。まずは、職員にはデジタル化に向けての意識改革を求めていると考えております。

また、第5次総合計画に掲げた施策を展開していくに当たりまして、職員が自ら考え、行動できるよう適材を適所に配置し、職員の能力を最大限に引き出せる体制をつくっていきたくと考えております。

町民への情報周知、共有化及び情報発信については、広報ちょうなんのさらなる充実、町ホームページの定期的なリニューアル、ラインの機能拡張など、様々なツールを通じて実践してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） 私は、今うまく皆さんの心の中に落ちるような形で一般質問できたかどうかというのはちょっと自分でも疑問なんですけれども、ただ、今大きな転換点に立っていると思うんですね。これは自ら作った転換点ではなくて、外から与えられたもの、これは過疎化にしてもデジタル化にしてもそうですけれども、この転換点を流して受けるのではなくて、積極的に変革のきっかけ、動機づけとしてきちんと捉えて、そこに自らがやっぱり応えていくというようなこと、これは町の職員もそうですし、議会もそうですし、町民もそうだと思います。そういうような流れ、流れというか、取組を進めていくと、そういうことが今必要なんだということについてひしひしと感じている次第です。

ぜひ、そういう視点で町政運営についても行っていただけることを期待して、私の一般質問については終わりにしたいと思います。

○議長（松野唱平君） これで、3番、河野康二郎君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からを予定しております。

(午前10時55分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇ 岩 瀬 康 陽 君

○議長（松野唱平君） 次に、4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号4番の岩瀬でございます。議長のお許しを

いただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

今日の質問は、町の基幹産業である農業政策、いわゆる農政、それと子供の安心・安全のための子育て支援について、質問したいと思っておりますので、なるべく時間をかけないで、早く終わりたいと思っておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは質問に移ります。

我が国の農業は、昭和の高度経済成長時からの経済発展とともに、農業就業者がずっと減り続けておりまして、2010年、これには約260万人、この当時平均年齢が66歳です。それから毎年、10万から50万減少して、2019年、今から2年前ですけれども、約168万人。平均年齢は67歳になってしまったそうです。

本町におきましても、農業、これは基幹産業であり主要産業でありまして、古くから米とレンコンの名産地として知られております。

しかし、専業農家が減少するとともに、近年は、人口減少と高齢化によりまして、農業就業者の高齢化、それと後継者、担い手不足、これに拍車がかかっているという状況でございまして、このままでは本町の農業、持続的な発展が困難というふうに変化は危惧しているところでございます。

このため、町は、今までも人と農地の問題整理、解消を図るために、これ、ちょっとよく私、分からなかったんですけども、全農家参加型農業、この推進を掲げて、農地の流動化、集積、集約化に取り組むとともに、地域のリーダーとなる認定農業者の育成や、集落営農組織づくりに取り組んでまいりました。

そして、今年を初年度とする長南町の第5次総合計画においても、この農業振興の取組の方針として、継続して全農家参加型農業の推進を掲げております。

しかし、先ほども申しましたとおり、この全農家参加型農業の施策に今まで取り組んで推進してきました。しかし、若者の後継者、担い手は、目に見えて増えているとは決して言えません。レンコンをやっていらっしゃる方は反収が高く、ちらほらと担い手ができてきたということは聞いております。

そのため、平成27年、これちょっと前のデータなんですけれども、本町の就農者の高齢化は約78%、65歳が約78%になっているということでございます。このまま、現状のままでこの施策を続けていっては、ますます本町農業の維持が困難になっていくのではないかと推察します。

そこで伺います。

現在、進めている、全農家参加型農業をどのように町のほうは評価しているのか、お聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、全農家参加型農業の評価につきまして、お答えさせていただきます。

全農家参加型の農業につきましては、地域の農業はみんなで守ることを目指し、耕作できなくなった農地を地域の担い手に貸し付けることで、農用地の荒廃を未然に防ぐ施策として、集落営農の推進、土地利用の推進、農業維持の支援を推進計画に位置づけて進めてまいりました。

この結果、農事組合法人につきましては、8法人となり、基盤整備済みの水田の集積面積も349ヘクタールとなったことから、一定の成果は得られたと考えておりますが、将来を担う若い担い手の確保までには至って

いない状況です。

今後は、実質化された人・農地プランの作成に合わせ、各集落での話し合いを進め、地域の中心となる経営体を明らかにしていくことや、若い担い手の発掘をしてみたいと考えております。

また、地区ごとに営農協議会を設け、将来的には、それぞれの営農協議会が一堂に会し、町全体の営農方針等について話し合いがなされ、その結果が農家全体で共有、実行されることが町の目指す全農家参加型農業となっていくと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） そうですか。評価としては、8農事組合法人ですか、その設立されたこと、それともう1点は、基盤整備済みの水田の集積面積が349ですか、なったということですね。

確かに、それは休耕地も増えないし、耕作放棄地も増えなく、それは一つの成果だと私も思っています。

しかし、課長が言ったとおり、若い人の確保にやっぱりつながっていない。今後、農水省の実質化された人・農地プランです、この作成に合わせて、地域の中心形態体が若い担い手を発掘していくんだと。

それともう一つ、自分が思ったのは、やはり全農家参加型農業とっているわけですから、やはり農家の方が、あと関係者が、先ほど言ったとおり、各地区で営農協議会を開いていただいて、やっぱり膝を突き合わせて、今後の農業をどうするんだと、そういうことに取り組むということですね、私はそれに期待するものでございます。

それでは、次の要旨の、稲作中心の農業政策から農業経営の多角化についてに移ります。

国によりますと、農業就業者の最近の傾向、これは自営農家としての新規就農者数が減少にあって、農業法人等への新規就農者が増加傾向にあるとのデータがあるそうです。また、新規参入者としては、独自に農業を起業する人の割合も増えているということでございます。

このように、現代の若者が農業を仕事として浸透するには、幾つかの理由がございます。

これは、まず1は、国等による、本町もそうですけれども、新規就農者のサポート、農業次世代人材投資資金ですか、これはたしか1年間に1人150万円ぐらい出ると思います。

それともう1点は、食の安全性。コロナの問題もあります、気候変動もございます、そういう中で、やはり安心・安全な食料を欲する人が増えているということです。それとあとは、会社員ではなかなか稼げない額を稼げる。これは、ICTの活用によって自分で販売網をつくって稼ぐということみたいです。

それともう1点は、スマート農業の進展。本町においても、ドローンによる農薬散布などを進めておりますが、要は、若い人たちが省力化を図って生産性を上げるために、こういうものに取り組んでいけるんだと、それが一つのインセンティブになっているみたいです。

それと、もう1点、豊かな自然なんですね。これをやっぱり志向している人が増えているんだということです。

こういう理由がある中で、本町においても、やはり若者の選択要件である幾つかには該当します。要は豊かな自然、それから新規就農者のサポート、水稻におけるドローン活用によるスマート農業の推進、こういうのを始めておりますので、やはり、今後、本町においても、若い就農者の確保にはつながっていくんじゃないか

と思います。

しかし、先ほどの答弁では、まだまだ新規就農者の担い手ができていないと、そういうことです。私、思うんですけれども、本町で移住者を含めた若者が新たに就農するためには、一番大事だと思うのは、やはり将来、家族を持って生活できる所得、つまり十分な農業所得が得られるかが重要な要素だと思っています。これは皆さん、お分かりだと思います。

しかし、本町の農業は、中山間地にありまして、農業生産条件が非常に厳しく、畑地が少なく、稲作中心の農業になっています。しかし、現在は、人口減少、それから食の欧米化によりまして米離れが進展しています、米の消費量が年々減少して、2年前の2019年、これ、データであるんですけれども、米の年間消費量が1人約53キロに減っているそうです。それで、昨年には米からパンの消費量が増えまして、3割以上、米の消費量よりも上回っているそうです。

このような社会情勢の変化の中で、以前は、新潟等がやっぱり米どころ、これが農業産出額、要は農業の生産性のことを言っていると思うんですけれども、生産額言っていると思うんですけれども、これが1位、2位を争う上位でした。それが現在は、宮崎、鹿児島をはじめとした九州勢が、あつちは昔から台風等が結構多かったので、台風被害を防ぐために、稲作から施設園芸や畜産等への転換を進めてブランドを確立しまして、農業産出額の上位に躍進しているそうです。

皆さんもご存じのとおり、宮崎県では、作ったものを売る、要は売れるものを作る、そういう農業政策の転換をしまして、今、高級マンゴー、1つ6,000円から1万円するものもごございます。そういうものに、売れるものを作るに目線を変えて、おいしさや鮮度、商品の品質を高めるだけでなく、安心・安全に、それを前面に出して栽培を進めていることです。当時の九州の自治体の関係者、それから農業従事者も、大変思い切ったことをしたのだと思います。当時の人たちは、やっぱり、その施策に対して反対、それから不安がかなりあったと思われそうですが、今は、現在は発展して輸出にも取り組んでいるそうです。

本町におきましても、先ほど言いましたが、農業産出額は、ほとんどは米です。大体産出額の7割から8割強を占めております。うちのほうのお米は大変食味がよくて、人気がありますので、今後も、稲作はぜひ続けていっていただきたいと思います。

しかし、先ほど言った農業産出額、これは、2016年9億7,000万円、それから18年9億4,000万円、そして2019年には8億6,000万円、減少傾向にやっぱりあります。これを、農業所得を上げていくためには、農業産出額を上げていかなきゃいけませんから、これを早急に改善していかなきゃいけない。非常に厳しいことじゃないかと思われるかもしれませんが、やはり稲作以外の売れる作物を栽培して、農業産出額を増やしながらか、就農者が農業に魅力を持って安心して生活できるよう、農業所得を増やしていく、これが一番やはり肝要ではないかと思います。

そこで、質問します。

本町農業の持続的発展のために、稲作中心の農業施策から農業経営の多角化、これ、作物栽培、販売事業等の多角化なんですけれども、そちらに転換していくべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） それでは、お答えさせていただきます。

国が令和3年5月25日に公表いたしました、令和3年度の食料・農業・農村施策を示した「食料・農業・農村白書」におきましても、本町のような中山間地域では、所得と雇用機会を確保する必要があることから、地域の特性を生かした複合経営等の多様な農業経営等を推進していくこととしています。

この経営の多角化に向けましては、今まで、菜花、ブロッコリー、シシトウなどの野菜栽培や育苗ハウスを活用したスプレーストックと呼ばれる花の栽培を試験的に行ってまいりましたが、粘性土壌という町特有の事情などもあり、定着に至っておりませんが、国が示しております法人経営、家族経営、入門段階の小規模経営に向けた「複合経営モデル」などを参考に、長南町に合った多角経営の在り方を模索しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 少し前向きな答弁かと思えます。私も試験的に、野菜栽培に取り組んだとは聞いてはおります。しかし、伺っていますと、いや、ほかに人件費や何かかかって大変なんだと、そういうことで諦めてしまったようなんですね。

確かに、本町は、土壌が粘土質で、野菜作物の栽培とか、かなり不相当だと思えます。でも、やはり不適ならば町のほうが積極的に指導、支援して、栽培適地にするように客土だとか何か考えればよかったのかと自分は思っています。答弁の国の複合モデル、この複合モデル、ちょっと調べましたら、水稻と野菜、水稻と果樹等の組合せによる栽培だそうです。これもいいことだと思います。本町に合った多角経営を進めていきたいとのことですので、私もこの複合モデルができれば、新規就農者や家族経営農家は所得向上につながっていくことができるかもしれませんので、担い手が少しは増えるのかと思えます。

この複合経営モデル、実際にできるように、町も農業従事者と積極的に話をして取り組んでいって、支援していただきたいと思えます。

それと、もう少し視点が足りないのかなと思うんですけれども、本町における地域農業の中心経営体というのは、あくまでも今は農事組合法人等だと思いますね。そちらの方もやっぱり高齢化が進んでおまして、担い手の不足、確保が喫緊の課題となっていると伺っております。

私、現在、国が毎年3,000億円規模の予算を計上して、主食用米の栽培から輸入に頼る麦や大豆などへの転換を促す施策を進めておりますが、この補助金頼みの政策がいつまで続くか、ちょっと分からないのかなと思っております。もし、この国の補助金等が廃止されたら、農事組合法人等をはじめとしても、多くの農業経営者の経営に支障を来すのではないかと危惧しています。

そうならないためにも、今から、この国の複合モデルを参考に、稲作中心農業から付加価値の高い果樹などの、先ほども申し上げましたが、売れるものを作る。稲作は駄目というわけじゃないんです、もっと売れるものを作る、そういう農業に転換していかなければいけないと強く思っています。

また、あわせて、要は法人に勤めている人たちが安心して生活できるよう、社会保険制度が整備された農事組合法人や株式会社への組織改革も肝要と考えます。

そこで伺います。

農事組合法人等においても、稲作中心の農業施策から、農業経営の多角化に転換すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 先ほども答弁をさせていただきました、国が提示しております法人経営の複合経営モデルでは、水稻と食料自給率の低い小麦、大豆、また加工用、輸出用米といったモデルが掲げられております。

ご質問の中にもありました、生産額ベースでの食料自給率、全国1位の宮崎県につきましては、食料自給率の低い果実に着目をして、マンゴーなどの生産に力を入れた結果であるというふうに考えております。このようなことから、小麦や大豆への取組ですとか、小麦の代替品となります米粉の生産、また、加工品の販売、また、米、大豆からは、やはり食料自給率の低い油脂類なども抽出することが可能というふうに聞いておりますので、まずは現在生産しているものから行える複合経営を法人組織に働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 分かりました。

現在、生産している小麦、米、大豆から米粉や油ですか、そういうものを確保する6次産業化ですかね、それに取り組んでいくよう働きかける。これも確かに複合経営とは言えると思います。確かに、ほかの作物への転換は経営的にも非常に難しいと思います。でも、先ほど言ったとおり、そうした農業法人だってやっぱり売れるものへ作物を作るやつを転換して行って、若い後継者なんかを募っていかなきゃいけないわけですよ。

そこで、今の課長の答弁だと、まだひとつ足りないと思うんですけども、あまりきつく言っても仕方ないので、私の考えとしては、本町の農業の中心経営体である農事組合法人には、将来も本町の中心経営体として、本町の農業を守ってもらう必要があります。そのためには、町は積極的に法人関係者等と協議を実施してください。そして、理解してもらうとともに、転換への環境整備を町のほうも、ぜひ積極的に支援をしてください。

それと、あとは後継者や担い手が安心して従事できるように、ちょっとこの辺、答弁がなかったんですけども、法人の株式会社、それと農事組合法人には2つの制度がございまして、要は確定給与支払い制度というのがございます。そちらの農業の経営改革も僕は必要だと思っていますので、そちらのほうも支援、指導していただきたいと思っていますので、今後またよろしく願いいたします。

それと、もう一つ、大事なことがあるんですけども、現在、今日がちょうど9月9日ということで、2年前の房総半島台風ですか、台風15号が、今日は甚大な被害を与えた日なんですね。やはり、こういうふうに私たちの間近でもそういう被害を知ってます。これは、現在、二酸化炭素の排出が原因だとされます。世界中で干ばつや洪水が発生して、甚大な被害が起きております。我が国においても、大型の台風、また線状降水帯の発生によりまして、全国各地で水害や土砂災害が起り、人命や家屋被害だけでなく、農業被害も、これも甚大化がまた問題になっています。

そのためにも、国は、世界的な脱炭素化に伴い、化学肥料や化学農薬を使用しない有機農業への転換を進めるための、これ、みどりの食料システム戦略と言いますけれども、これをこの5月に策定して、2050年までに、現在、約2.4ヘクタールの有機栽培農地を50年には100万ヘクタールに増やす目標を掲げました。この有機農業の振興というのは、脱炭素化に寄与するとともに、若者の就業意欲を高めることにもつながると思います。

先ほどの質問の中で、国の複合モデルを参考に、本町に合った多角経営を進めていきたいとの答弁をいただいております。この多角経営の一環として、要は水田、遊休農地、それから耕作放棄地等を活用して、有機農業や有機栽培による施設園芸に取り組んでいただき、付加価値の高い作物を生産するとともに、消費者に食の安心・安全を提供していくべきと私は思っております。

そこで伺います。

本町農業の持続的発展と脱炭素化を進めるために、有機農業や有機栽培による施設園芸等にも取り組むべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、高德一博君。

○農地保全課長（高德一博君） 昨今の地球温暖化によります異常気象を受け、農業の分野におきましても、この温暖化対策を行っていかねばならないということは切に感じております。農林水産分野からの2018年度の温室効果ガスの排出量4,990万トンのうち、稲作に伴うメタンガスの排出量は1,360万トンとなっております。これは中干しを1週間程度延長をすることで、約30%削減できるという研究報告もされております。

まずは、できることから行い、将来的には有機農業を含めた温暖化防止につながる取組を展開していければというふうに考えております。

また、施設を活用した園芸等への転換を進めるべきではとのことですが、施設園芸は、気候に大きく左右されることなく、小さな面積で収益を上げることができます。まずは、取り組む意欲のある若い人材を確保するための環境づくりから、また、経営の多角化の必要性につきましても、それぞれ経営者の方は感じていると思いますので、少しずつでも進めていければと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 前向きな答弁ですけれども、少しずつじゃなくて大胆に進めていただければなと僕は思っています。

この有機農業は、世界の食料政策の流れになりつつあり、国は、この有機農業への転換を促すために、新たに担い手に補助金を出す制度を設けるそうです。

また、この有機農業、総合計画にも盛り込んでくれたとおり、SDGsの気候変動に具体的な対策にも整合しますので、私は積極的に取り組んでいただけたらなと思っております。

それと、施設園芸も、若い人を確保するためには環境づくりから始まるとのことですが、ぜひ、早期に着手していただければなと思います。

本当に、本町の農業経営者、従事者は高齢化が進み、現状維持が精いっぱいだと私は思っています。そのため、経営の改革を考える余裕もないのではないかと推察しています。しかし、そうした中でも、今年度から、

町の支援と協力によりまして、ドローンによる農薬散布が始まりました。私は、これも一つの経営改革だと高く評価しております。

一方、残念なことに、今年度は、米の消費減少と在庫米の増加等によりまして、米の需給が緩み、価格が下落傾向にあるそうです。新潟のコシヒカリも13%下がったとか、そういうのが新聞をにぎわしたこともあります。本町のほうでも、何かJAの買取り価格が一等米で1万円を割ったというふうな話を聞いております。このような状況になってしまえば、本町でも、本町だけじゃないと思いますけれども、廃業やで離農される農業従事者が増えてきて、農業の維持がますます困難になってくると思います。

これを防ぐためには、町は、実質化された人・農地プラン策定時や地区ごとに設ける営農協議会等々で、農業経営の多角化について農業経営者と十分に膝を突き合わせて協議していただき、理解を得て転換できるように取り組んでいただきたいと思います。

くどいようですけれども、もうかる農業、それから魅力ある農業経営を進めていかなければ、若者の就農者や担い手が確保できませんので、町が本腰を入れて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、この質問の締めとして、担当課長か、または町長に意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、岩瀬議員のほうから、本町の農業を取り巻く様々な問題点をお話いただきました。

まさにそのとおりだと思ひまして、私も、もう数年前から長南町の農業、米だけではなく、何か売れるものの開発ですか、そういったものについて農業従事者の皆さんと十分協議、話し合うようにということで担当のほうには指示をしてきたわけでありまして、なかなか、先ほども話があったように、本町の土壌がうまく合わないというようなことで、先に進んでいないわけでありまして、いずれにしても、先ほどお話があったように、5年、10年後には、農家の環境も一変してくるわけですので、これは今からしっかり将来の長南町の農業をどうするかということは、しっかり議論して取り組んでいかなくちゃいけないんじゃないかと思っています。

先ほど、お話がありました有機農法による農業、時代に即した農業経営をすることに対しては、町としても最大限のご協力をしていく、支援をしていくと、そのような覚悟でいつも話をしているところであります。とにかく、農業従事者と行政、そしてそれに関係するところの方々によって、一日も早く、そういう方針を出していただければ、それに対して町も積極的に協力していくと、そんなように考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） それでは、今、町長から、そういうお話もいただきましたので、担当課のほうにおいては積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それをお願いして、次の質問、子育て支援のほうに入ります。

この子育て支援については、本町においても、要保護児童等がいるということで、私が、昨年、質問しております。そういう中で、時間も大分押してきましたので、いきなり質問させていただきます。

私は、昨年の第4回定例会において、保護者による悲惨な児童虐待や不登校、いじめ等の事案が発生してい

るので、これを防止するため、保護者の孤立化を防ぎ、家庭教育は子育てをサポートする家庭教育支援チーム、これ、子育て経験者や教員OB、それから民生委員、保護司等で構成されるものですが、これを設立すべきと質問しました。当時の教育長の答弁では、コミュニティースクールとの連携も視野に入れて、特色あるアウトリーチ型の子育て支援システム、いわゆる家庭教育支援チームを組織化していくとの答弁をいただいております。

そこで伺いますけれども、家庭教育支援チームの組織化の進捗状況をお聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、風間俊人君。

○生涯学習課長（風間俊人君） それでは、現在まで行いましたのは、まず、教育委員会内部、教育長、学校教育課、生涯学習課での話し合い、協議、基本方針です。それと、近隣自治体への事例の聞き取り、それと文部科学省に家庭教育支援チームの登録制度というのがございまして、全国の支援チームのその情報が記載されております。本来であればそれを全部見て分析したかったんですが、ちょっとそこまではできておりません。ただ、支援チーム、全国的な傾向の把握などは行いました。

その中で、文部科学省が提唱する家庭教育支援チーム、まさに地域の実情に合わせられるように、非常に自由度の高いシステム、そういったことになっておりますので、多種多様なチームというものが存在しております。そういった中で、何がこの長南町の地域の実情に合っているのか、そしてアウトリーチ的手法をどう織り込むか。こういったものを入れて、今後、支援チームをつくり上げていくというのを、この先、青写真をはっきりさせていく作業を行えなくてはなりません。

それについては、教育委員会内部単独でできることではございません。ですから、子育てに関係する他のセクションとも意見調整、意見を聞きながら、議論などしながら、それをつくり上げていく、設立に向けてつくり上げていく作業が必要と考えておりますので、今後は、それに沿って進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 今の答弁だと、取りあえず、教育委員会内部での協議、それから近隣自治体への聞き取り、文科省からの情報だとか、支援チームを設置しているところの全体の把握等々、様々なことをしてきたということは理解しました。でも、検討、協議していても物事は解決しませんよ。これは答弁いただいてからもう8か月以上過ぎているんですよ。

そういう中で、教育委員会だけがその中で協議しているみたいですが、私は違うと思いますよ。前も言ったとおり、これはチームですから、関係する課がほかにもあるわけですよ。そういう中で協議しながら、じゃ、どういうものがあるのか。関係する課は教育委員会だけではありません。それから、福祉課、それから健康保険課、みんなそうですよ。そういう中の人たちがみんな集まって協議して、こういうものを町独自のものをつくっていき。そういうふうな協議になぜしないんですか。僕はその辺が不思議ですよ。皆さん、当事者意識がないんじゃないですか、押しつけあっているんじゃないですか。

それは、僕、前も言ったはずですよ。そういう考えなくしてくださいよ。そうじゃなきゃ、こういう喫緊の課題というのはすぐ解決できません。困っている家庭、苦労している子供、その日その日が戦いなんです。学

校の先生だったら分かりますよね。子供が授業に来ない日が続けば、ほかの子よりも遅れる。これ、教育格差ですよ。そういうものを是正していかなきゃいけないわけですよ、我々は。真剣に取り組んでいただきたいと思います。

最後にそれを伺いますけれども、実際に、この支援チーム、いつ設立するのか、そのスケジュールを教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

生涯学習課長、風間俊人君。

○生涯学習課長（風間俊人君） なるべく早いうちに設立するのが、それはもちろん望ましい。年度内にできればいいんですけども、こういう現状で、まだまだ調整が必要でございます。

最初に、まず形をしっかりと家庭教育支援チーム、今回、私も取り組んでみて、繰り返しになりますけれども、なかなか自分の中で、考えをまとめるのも大変だったんです。今、それはこういう支援チームであるべきだということを自分の中でようやく理解できました。ですから、あとはそれに沿って、本当に、少なくとも4年度には、できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 課長、担当課長だと思わないでくださいよ。やはり全庁が一つになってつくらなきゃいけない。これ、担当課長が一人で考えたって、物事、進まないわけですよ。調べることはいいことです。でも、それみんな関係各課で協議してください。

最後に、教育長、この件についてちょっと答弁してください。

○議長（松野唱平君） 教育長、糸井仁志君。

○教育長（糸井仁志君） 今、議員が指摘した点ですけども、家庭教育支援チームという存在をどう捉えるかという部分にあると思います。家庭教育支援チームは、決して現在直面している要保護の必要な家庭に1分1秒を争って活動するチームではございません。地域全体の、今、指摘されているように地域全体が関係が薄くなっている、そういう部分を補い合いながら、補うことを通して子供の成長を促していこうというチームです。その認識ははっきりさせていきたいと思えます。

そして、現実に直面している子供たちに対しては、現在は、今回の補正でも上がっているように、福祉のほうで見守りのための人を配置しています。本当に必要な部分については、要保護家庭とか、前回もお話があったと思いますが、対応しています。ですから、家庭教育支援チームという組織は、必要な組織です。私も組みたい組織です。

ただ、その在り方がどうあるべきか。文科省はどのような言い方をしているかというと、「地域では、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまう傾向や、地域の地縁的なつながりの薄さなど、子育て家庭教育支援において様々な課題も指摘されています」、抜かして「住民相互の対話や、相互扶助による地域づくりが求められています。そのために家庭教育支援チームを活用してください」という表現です。

私は、それは全く賛成で、長南町にとっても必要なものだと思っています。前の小高教育長の答弁もそういう流れの中の答弁であったと認識しています。ですので、できる限り必要な組織を立ち上げながら、その中で

どういう位置づけをしていくかという部分を考えて進めていきたいと考えています。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） ありがとうございます。

教育長、それは2つの要素なんですよ、今、教育長言ったのは。そうじゃないんですよ。一番、今、千葉県でも大事にしているのは、要はアウトリーチ型。要は、要保護児童と言っていますけれども、そうじゃない児童もいるわけなんです。そここのところに、アウトリーチですから、率先して行政のほうから、いや、行政じゃないですけれども、支援チームが手を差し伸べる。それが今回の大きなテーマなんです。これをちょっと間違えてもらったら困っちゃうんですね。

○議長（松野唱平君） 教育長、糸井仁志君。

○教育長（糸井仁志君） 議論は分かります。

しかし、アウトリーチ型という表現を使われる前に、議員がおっしゃったのは、今、直面している課題をどうするかという部分から議論が進んでいるように思います。それに対しては、十分やっていますという答えです。

○議長（松野唱平君） 4番、岩瀬康陽君。

○4番（岩瀬康陽君） 私と教育長の、私これ、前の教育長とやっていますけれども、ちょっとニュアンスが違うような感じがします。でも、ここで話していると平行線ですから、また新たに機会を設けて話したいと思っています。

以上で、じゃ、令和4年度内ですね。4年度にできるということですので、それを期待して質問を終わりにします。どうもご苦労さまでした。

○議長（松野唱平君） これで、4番、岩瀬康陽君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日10日は、所管事務調査等のため、休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

明日10日は、所管事務調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次の会議は、13日の午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでございました。

(午前11時55分)